

広報用資料

2017年度 定期航空協会 年次総会

資料

- 【1】 2016 年度事業報告 … P. 1
- 【2】 2017 年度事業方針 … P. 11

2017年5月22日

【1】2016年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2016年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

I. 協会主催の会議

1. 総会

- | | | |
|---------|-----|--|
| (1)年次総会 | 開催日 | 2016年5月20日 |
| | 議案 | ①2015年度事業報告
②2015年度収支決算
③2016年度事業方針
④2016年度収支予算
⑤役員を選任
⑥規約の改定 |

- | | | |
|---------|-----|------------|
| (2)臨時総会 | 開催日 | 2017年4月21日 |
| | 議案 | ①理事を選任 |

2. 理事会

- | | | |
|---------|-----|--|
| (1)第94回 | 開催日 | 2016年4月21日 |
| | 議案 | ①2015年度事業報告
②2015年度収支決算
③2016年度事業方針
④2016年度収支予算
⑤役員を選任
⑥規約の改定 |

- (2)第95回 開催日 2016年9月15日
議案 ①スカイマーク株式会社の入会について
- (3)第96回 開催日 2016年12月15日
議案 ①株式会社フジドリームエアラインズの入会について
- (4)第97回 開催日 2017年3月30日
議案 ①常任委員の交代について
- (5)第98回 開催日 2017年4月6日
議案 ①理事候補者の推薦について
②臨時総会開催について

II. 各政策課題への対応

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

(1) 安全対策の強化

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を開催し、「自動車の自動走行システムの開発動向と課題」をテーマとして行われた講演の内容を踏まえて、ヒューマンエラーの防止策やリスクマネジメントなど、安全にかかわる議論を行い、経営トップの情報、知見の共有化を図った。

(2) 航空保安対策の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、空港の保安検査の高度化を図るため、計画では2019年度末までに主要空港へボディースキャナーが導入されることが決定しており、2016年度は8空港に導入された。なお、導入費用については、定期航空協会の要望を踏まえ、航空会社負担分(50%)を国が負担することとなっている。国土交通省航空局主催の「保安検査の高度化に関する意見交換会」に参画し、ボディースキャナーのみならずCTや液体爆発物検査装置など、さらなる高度な保安検査機器の導入促進や、保安検査員の人材確保及び育成への課題に関して意見を申し入れ、議論を継続している。

(3) 滑走路端安全区域 (RESA) * 対策に関する対応

滑走路端安全区域 (RESA) については、国内の多くの既存空港において旧基準である RESA 長 40m で整備されてきたが、2010年に ICAO の勧告を受け 2013年に基準改正 (原則 90m 以上) し、既存空港も含む全ての空港に同基準が適用されることとなった。これを受け、国管理空港を中心に順次 RESA 用地が整備されてきているが、地形上の制約等により RESA 用地の確保が容易でない空港について、RESA 対策の課題を整理し、適切な対策を講ずる為の「滑走路端安全区域対策の選定に関する技術検討会」が設定され、当協会からも参画し意見を申し入れた。

*Runway End Safety Areas とは、航空機が離着陸する際に滑走路を超えて走行し停止する「オーバーラン」または航空機が着陸時に滑走路手前に着地してしまう「アンダーシュート」を起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両端に設けられる区域

(4) 航空大学校の定員拡大に向けた要望書の提出

操縦士の需要が拡大するなかで、安定的な供給がなされるよう、独立行政法人航空大学校の定員数の拡大について、2016年8月、国土交通大臣宛てに要望書を提出した。要望書の中で、大手航空会社は養成すべき

操縦士の人数が多いこと、また、規模の小さい地域航空会社は金銭的な負担が大きいことなどから、受益者負担については、現行の水準を維持していただくことも要望した。平成 29 年度予算において操縦士の供給体制強化のための予算措置がなされた。

2. 利用者利便の向上に係る事項

(1) 観光関係課題への対応

① 観光立国推進協議会への対応

公益社団法人日本観光振興協会会長を委員長とする「観光立国推進協議会」に委員及び幹事として参加し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えて、今後も増加が期待される訪日外国人旅行者を確実に取り込むため、首都圏空港の機能強化の必要性について意見した。

その結果、「観光先進国実現に向けた行動計画」に首都圏空港の発着枠拡大が急務であるということが明記された。

② 祝日法改正の動きへの対応

「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という意義を国民に浸透させるため、2014 年から「海の日」を 7 月 20 日に固定しようとする祝日法改正の動きがある。これに対し、連休による観光需要喚起を継続的なものとするため、ハッピーマンデーを維持しつつ、「海の日」の意義を広く国民に理解してもらう必要があるとの認識に立ち、加盟社の機内誌や SNS 等を活用し、観光関係団体と連携して「海の日 3 連休」告知に取り組んだ。

(2) 空港経営改革推進（コンセッション）への対応

関西・伊丹ならびに仙台でコンセッションがスタートし、今後も高松、福岡、北海道などにおいて引き続きコンセッションが予定されるなか、国土交通省航空局からの情報収集を強化した。加えて、検討されている北海道内の複数空港の一体運営については、特定の空港であげた利益が赤字空港の補てんに使われるのではないかとの懸念のもと、国土交通省航空局幹部との会議の場で定期航空協会として発言を行った。

(3) 航空券連帯税(仮称)の導入反対

国際連帯税が法制化された場合の課税方法のひとつとして検討されている航空券連帯税は、国際線利用者のみ課される税であり、「受益と負担」の関係が明確でなく、合理的理由が無いため導入反対を訴えてきた。

さらには、「明日の日本を支える観光ビジョン」で政府が掲げる観光先進国の実現に逆行するものであり、わが国航空業界の国際競争力を阻害するものとの考えから、国土交通省航空局とも歩調を合わせ、関係者一体となり、導入反対に向けて取り組んだ。また、「国際連帯税創設を求める議員連盟」からヒアリングを受けた際には当協会としての考えを主張し、平成29年度における導入は見送られた。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 平成29年度税制改正要望

① 航空機燃料税軽減措置の延長

本税は外国では極めて稀な税であること、また、本税創設の主旨である空港整備が概成して本来の役目を終えていることを訴えた。加えて、訪日外国人旅行者の経済効果を地方へ波及させ、地方経済の活性化による地方創生、ひいては観光先進国の実現に寄与する航空ネットワークを維持・拡充するためには、本軽減措置の延長が不可欠であることを主張し、平成29年度から31年度末まで3年間の延長が実現した。

なお、本措置延長の際には、本邦航空会社、国土交通省航空局との間で平成31年度末の国内ローカル路線の運航回数を努力目標とした「国内航空ネットワークの充実に向けた取組について」を策定した。

本措置の3年間延長(平成29年4月1日～平成32年3月31日)

- 国内路線(沖縄・特定離島路線を除く)
1キロットル当たり：18,000円(現行軽減措置の適用前26,000円)【継続】
- 沖縄路線
1キロットル当たり：9,000円(現行軽減措置の適用前13,000円)【継続】
- 特定離島路線
1キロットル当たり：13,500円(現行軽減措置の適用前19,500円)【継続】
*対象路線として「福岡=奄美大島」「福岡=屋久島」が追加された。
【拡充】

② 地球温暖化対策税還付措置の延長

国内線航空機燃料に係る石油石炭税の内、「地球温暖化対策税」相当部分に対しては暫定的に還付措置が導入されている。現時点で航空機燃料には代替燃料が存在せず、本課税が使用量削減のインセンティブとはなら

ないこと、また、多くの欧州諸国においても環境税は航空に対して非課税であり、本邦航空会社の国際競争力の阻害要因となることを主張した。加えて、本邦航空会社は既に燃費効率の改善に積極的に取り組んでいることも主張し、協会要望が実現されることとなった。

本措置の3年間延長(平成29年4月1日～平成32年3月31日)【継続】

③ 航空機の部分品等に係る関税免税措置の延長

本邦航空会社で使用されている全ての航空機は外国製であるため、航空機の整備や修理に使用する部分品等についても、航空局認可規定に定められた外国からの輸入品の使用が求められる。航空機の整備や修理の円滑な実施と航空機の安全性確保のため、本税免税措置の延長を主張し、協会要望が実現されることとなった。

本措置の3年間延長(平成29年4月1日～平成32年3月31日)【継続】

(2) 着陸料、航行援助施設利用料の制度見直しに向けた取り組み

かねてから公租公課全体の引き下げについて定期航空協会内で議論を重ねてきたが、これまでの議論内容を踏まえ、地方ネットワークを維持していくためには、更なる着陸料の引き下げが必要である旨、国土交通省航空局に対して訴えた。また、航行援助施設利用料については、国内飛行に比べ国際飛行や上空通過の負担が軽く、交通量やコストとの比較で料金負担のバランスがとれていなかった日本特有の料金体系を、ICAO推奨の料金体系に是正するよう国土交通省航空局に対して主張した。その結果、平成29年度航空局予算にて、国内線のネットワーク割引の拡充など、着陸料の軽減を実現するとともに、航行援助施設利用料の料金体系の改正を実現できた。

(3) 首都圏空港機能強化に向けた取り組み

国土交通省航空局は、羽田空港機能強化の取り組みに関して幅広く広報活動を実施しているが、定期航空協会としても、機内誌や機内VTRによる告知支援、国土交通省主催の「羽田空港等見学会」の開催にあたり、格納庫内の見学に協力するなど、首都圏空港機能強化の実現に向けて取り組んでいる。

なお、平成28年度航空局補正予算と平成29年度航空局当初予算において、首都圏空港機能強化のための予算措置が講じられることとなった。

(4) 那覇空港滑走路増設事業への対応

2020年3月末の供用開始が予定されている那覇空港滑走路増設事業に要する事業費については、平成29年度航空局予算においても一般会計から特例的な繰り入れ措置が継続している。

(5) 福岡空港滑走路増設事業への対応

福岡空港滑走路増設については、かねてより、国土交通省航空局に対し、財源の確保に見通しをつけることが前提となる旨を強く要望してきたが、平成 29 年度航空局予算においても「福岡空港における空港経営改革（コンセッション等）により、適切な財源を確保する」との考え方が継続して示された。また空港運営の民間委託開始時期が「2019 年 4 月頃」と明記された。

(6) 国土交通省「生産性革命プロジェクト」への対応

国土交通省「生産性革命プロジェクト」で選定された気象ビジネス市場の創出について、新たに産学官が連携して気象ビジネスを推進するため、気象事業者に加えて各関係産業界や学識経験者を構成員とした「気象ビジネス推進コンソーシアム」が立ち上がった。当協会も既存のデータ利用に留まることなく、新たな利用に向けて発起人として参画することで、情報収集に努めている。

(7) 「将来の航空交通システムに関する推進協議会」(CARATS)への対応

国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参加し、各施策の進捗状況を確認するとともに、航空業界の運航品質向上に繋がる新技術等の導入促進を求めた。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

① 地球温暖化防止への対応

日本経済団体連合会（以下、経団連）や国土交通省が各々とりまとめをおこなっている温室効果ガス対策に係る「低炭素社会実行計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。2020年の目標達成に向けて取り組んでいるが、2015年度の有償トンキロあたりCO2排出量は、2005年度比16%削減となり、順調に推移している。

(参考) 目標値：2020年度の有償トンキロあたりCO2排出量を2005年度比21%削減

② 循環型社会形成への対応

経団連がとりまとめを行っている廃棄物削減に向けた「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。航空需要の伸びに伴い、産業廃棄

物発生量が増加し、最終処分量実績は240トンで目標未達成となったが、産業廃棄物最終処分率は3.5%となり、最終処分率は目標を達成した。

(参考)目標値 :2015年度における産業廃棄物最終処分量を202トンまで削減
:2015年度における産業廃棄物最終処分率3.6%以下

③ 国際航空分野における温室効果ガス排出削減対策への対応

2016年10月のICAO総会の場において、世界的な温室効果ガス排出削減制度 (Global Market-Based Measure:グローバルMBM) が合意された。

これは2021年から自発的参加国を対象に開始されるもので、我が国を含め64か国が参加表明し、全輸送量 (有償トンキロ) の約84%を占めている (2016年10月現在)。現在ICAOにおける制度の詳細な検討が行われており、当協会も国土交通省航空局とともに議論に参加している。

④ バイオジェット燃料等代替燃料への対応

世界的な温室効果ガス排出削減目標の達成への寄与が期待されているバイオジェット燃料等代替燃料の導入に向けて、経済産業省・国土交通省主催「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたバイオジェット燃料の導入までの道筋検討委員会」が2015年3月に設置され、定期航空協会としても参加している。2020年を一里塚としつつ、それ以降のバイオジェット燃料の本格的な導入も視野に入れ、課題抽出とその解決に向けた検討を行っている。

(2) サイバーセキュリティ対策強化への対応

国の重要インフラ事業者としてサイバーセキュリティ対策の一層の強化が求められるなか、「重要インフラ専門調査会(*1)」、「セプターカウンシル(*2)」ならびに内閣サイバーセキュリティセンターが主催する演習への参加を通じてサイバー攻撃への対応力強化を図った。また、航空業界内での活動としては、国土交通省航空局とともに、特定本邦航空運送事業者を対象に、システム障害事例とサイバーセキュリティに関する情報の共有を目的とする会議を開催した。加えて、国土交通省航空局が事務局として運営してきた航空業界内における情報共有組織 (航空セプター) の事務局業務を定期航空協会に移管し、メンバーの航空会社を大幅に拡大することで、セプター機能の強化を図った。

*1 内閣サイバーセキュリティセンターが事務局として運営

*2 重要インフラ全13分野の代表から構成される協議会

(3) バリアフリーへの対応

会員各社のバリアフリーに関する取り組み状況や意見などを踏まえ、国土交通省航空局との連携を図りながら、主に以下の会議に出席し、2020年に向けた日本全体のバリアフリーのあり方などについて議論を行っている。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会 交通アクセス部会(内閣官房、東京都、東京2020組織委員会共催)
- ・ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議 心のバリアフリー分科会・街づくり分科会 (内閣官房主催)
- ・移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会(国土交通省主催)

Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知及び各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、ウェブサイトを活用した情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。

Ⅳ. 役員及び会員会社の現況（2016年度末現在）

1. 役員

会長・理事	植木 義晴	日本航空(株)	代表取締役社長
理事長	辻岡 明		
理事	篠辺 修	全日本空輸(株)	代表取締役社長
監事	坂本 深	日本貨物航空(株)	代表取締役社長
監事	谷 寧久	(株)AIRDO	代表取締役社長

2. 会員会社（全14社）

日本航空(株)	(株)AIRDO
ANAホールディングス(株)	(株)エアージャパン
全日本空輸(株)	(株)ソラシドエア
日本貨物航空(株)	(株)スターフライヤー
日本トランスオーシャン航空(株)	ANAウイングス(株)
日本エアコミューター(株)	(株)ジェイエア
スカイマーク(株)	(株)フジドリームエアラインズ

【2】2017年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成にむけた、2017年度事業方針は以下のとおり。

I. 航空を取り巻く情勢

日本経済は、昨年からの個人消費の緩やかな持ち直しの動きに一服感がみられるなど、継続的な成長は未だ見通せない状況にある。また、中国の景気減速や、欧米の不透明な政治情勢により、世界経済の先行きに懸念が生じている。

我が国においては、近隣アジア諸国の経済成長の影響もあり、昨年の訪日外国人旅行者数は2400万人を超えて過去最高を記録した。今後もアジア諸国は経済成長にとともに、世界の航空需要の伸びをけん引することが見込まれる。一方で、供給量の拡大とともに、本邦航空会社と海外航空会社との競争は激化している。

こうした状況のなか、政府は2020年までの訪日外国人旅行者数4000万人の達成や、地方創生の実現を目標に掲げている。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、首都圏空港の機能強化に向けた本格的な取り組みを開始しており、本邦航空会社には、より多くの外国人旅行者を日本へ誘客するとともに、訪日旅客の国内移動をさらに活性化させる役割が求められている。加えて、オリンピック・パラリンピックを契機に、さらなる社会貢献が期待されている。

国際社会においては、昨年、ベルギーやトルコの空港で連続してテロ事件が発生し、燃油価格も上昇局面に転じるなど、航空を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況が続いている。

II. 基本方針

定期航空協会は、安全運航の堅持を第一に、日々変化する情勢に迅速かつ的確に対応する。また、利用者利便の向上を図り、日本経済の発展や地方創生に貢献していくため、以下のとおり取り組んでいく。

1. 国境を越えたヒトとモノの流れが加速するなか、安全・安心な航空輸送であり続けるための取り組みを進める。
2. 海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備するため、海外諸国と比べて負担の大きな公租公課のあり方について検討する。
3. 2020年を見据えて、首都圏空港の機能強化が実行されるように国土交通省航空局と連携を図るとともに、訪日外国人旅行者数の拡大や地方誘客に努める。
4. 重要な社会インフラとしての役割を果たすため、環境やバリアフリーをはじめとした課題に取り組んでいく。

Ⅲ. 重点課題

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全・安心な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じ、航空業界全体の安全文化の醸成や安全に関わる知見の共有に取り組むとともに、航空の安全についての啓発活動を行う。

また、世界から人が訪れ、注目を集めるオリンピック・パラリンピックの開催を見据え、安定的な保安体制の構築や新たな脅威への対策など定期航空協会内で議論を深め、今後の方針を取りまとめる。

2. 我が国航空業界の競争力強化

本邦航空会社が、今後も増加する訪日外国人などを確実に取り込み、持続的に成長・発展していくため、定期航空協会は、航空機燃料税や着陸料などの公租公課を引き下げ、海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備していく必要がある。今年度末に軽減措置の期限を迎える「国内線就航機に対する固定資産税」および「軽油引取税」については、少なくとも現行の軽減措置を延長するよう求めていく。また、平成31年度末に軽減措置の期限を迎える航空機燃料税については、空港政策の重点が「整備」から「運営」に転換し、今後の空港整備のニーズが限られていることから、3年後に向け、税のあり方についての議論を関係者で行う。

3. 利用者利便の向上に係る事項

利用者利便の向上を図るため、首都圏をはじめとした空港の機能強化に関する国土交通省航空局の取組みに対して引き続き協力を行う。また、出入国手続の迅速化・円滑化や訪日ビザの発給条件の緩和など、観光業界と共通の課題にも適宜取り組んでいく。加えて、コンセッションについては、利用者利便の向上に寄与するか点検を行い、必要に応じて関係者に働きかけていく。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

社会・経済を支える重要なインフラとしての役割と環境との共生を考え、温暖化対策への議論に参加する。特に、バイオジェット燃料等代替燃料や国際航空分野におけるグローバルMBMについては、これまで同様、国土交通省航空局と密に連携を図りながら進めていく。またオリンピック・パラリンピックを見据え、バリアフリー対応等、関係者と連携して取り組んでいく。

IV. その他

1. 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ウェブサイト等を活用した情報発信を促進する。

V. 役員の現況（2017年4月）

1. 役員

会長・理事	植木 義晴	日本航空(株)	代表取締役社長
理事長	辻岡 明		
理事	平子 裕志	全日本空輸(株)	代表取締役社長
監事	坂本 深	日本貨物航空(株)	代表取締役社長
監事	谷 寧久	(株)AIRDO	代表取締役社長

以 上